

# 消費税引き上げに伴う 各種手数料改定のご案内

令和元年 10 月 1 日より消費税率が現行の **8%** から **10%** に引き上げられることに伴い、当行の商品・サービスの消費税込手数料を改定させていただきます。

※今回の手数料改定は、増税分を手数料に反映させていただくものであり、税抜き手数料は変更していません。

## 消費税が課税されている手数料の例

- 振込手数料 ●両替手数料 ●融資・ローン事務取扱手数料 ●残高証明書等発行手数料
- その他（インターネットバンキング利用料・ATM利用手数料・カード、通帳再発行手数料等）

## 新税率の適用基準日

振込手数料	<b>振込指定日</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・令和元年 10 月 1 日以降を振込指定日とする振込より、改定後の手数料が適用されます。</li><li>・振込予約についても、振込指定日が令和元年 10 月 1 日以降の場合は改定後の手数料が適用されます。</li></ul>
両替手数料	<b>両替取引日</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・令和元年 10 月 1 日以降に両替取引を行う場合、改定後の手数料が適用されます。</li></ul>
融資・ローン事務取扱手数料	<b>融資実行日・条件変更適用日・繰上返済日</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・融資実行日・条件変更適用日・繰上返済日が令和元年 10 月 1 日以降の場合は改定後の手数料が適用されます。</li><li>・適用基準日は申し込み日や融資契約の手続日ではなく、融資実行日・条件変更適用日・繰上返済日となります。</li></ul>
残高証明書等発行手数料	<b>証明書発行日</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・令和元年 10 月 1 日の発行分より、改定後の手数料が適用されます。</li><li>・証明書の発行日が令和元年 10 月 1 日以降の場合、令和元年 9 月中にご依頼いただいた場合でも改定後手数料が適用されます。</li></ul>
各種再発行手数料	<b>再発行日</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・令和元年 10 月 1 日以降の再発行分より、改定後の手数料が適用されます。</li><li>・再発行が令和元年 10 月 1 日以降の場合、令和元年 9 月中にご依頼いただいた場合でも、改定後手数料が適用されます。</li></ul>
手形・小切手関連手数料	<b>手形・小切手帳の発行手数料…発行受付日</b> <b>代金取立手数料…代金取立受付日</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・令和元年 10 月 1 日以降の受付分より、改定後の手数料が適用されます。</li></ul>

注意

- ※現在お手元にある、現行の手数料（消費税 8%適用分）の表示がされた当行のパンフレットや説明書等につきましても、令和元年 10 月 1 日以降は改定後（消費税 10%適用分）に読み替えてご利用ください。
- ※手数料の詳細につきましては、手数料一覧を店頭・HPにご用意しております。
- ※手数料改定に係るご不明な点がございましたら窓口までお気軽にお問い合わせください。

 静岡中央銀行

<http://www.shizuokachuo-bank.co.jp/>